

第86号議案

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年9月19日

品川区長 濱 野 健

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（平成14年品川区条例第19号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項第2号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第2項第1号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「10万5,290円」を「16万5,150円」に改め、同項第2号中「5万7,190円」を「7万790円」に改め、同項第3号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「5万2,650円」を「8万2,580円」に改め、同項第4号中「2万8,600円」を「3万5,400円」に改める。

別表備考第2号(1)中「卒業した」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第2項の規定は、平成31年4月1日（以下「適用日」という。）以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、適用日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、同項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 適用日からこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この条例による改正前の品川区立学校の学校医、学校歯科医および学校薬剤師の公務災害補償に関する条例第11条第2項の規定に基づく介護補償（適用日から施行日の前日までの間に支給すべき事由が生じたものに限る。）として支払われた金額は、これに相当する改正後の条例の規定に基づく介護補償の内払とみなす。

（説明）公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令が改正されたことに伴い、介護補償の額を改めるほか、規定を整備する必要がある。